

10月から 公的年金からの住民税の特別徴収が始まりました

広報ひらいずみ5月号で制度についてお知らせしていますが、公的年金を受給している65歳以上の人で、一定の要件に該当する人の公的年金に係る所得分の町・県民税を公的年金から特別徴収（天引き）する制度が、今年の10月支給分から始まりました。

本年度の上半期分（第1期・6月、第2期・8月）は、年税額の半分を普通徴収（納付書）により納付していただき、下半期分は、残りの半分以上を3等分して10月、12月、2月に支払われる年金から特別徴収します。

また来年度からの上半期分については、前年度の下半期の特別徴収税額と同じ額を4月、6月、8月の年金から仮徴収します。

下半期分については、年税額から上半期徴収分を差し引いた残りの額を3等分して10月、12月、2月の年金から特別徴収します。

◎特別徴収が中止となる場合

次のような場合には、公的年金からの特別徴収が中止されます。

- ▷他市町村へ転出、または死亡した場合
- ▷年度途中で公的年金に係る住民税額に変更があった場合
- ▷すでに特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
- ▷介護保険料が特別徴収されなかった場合 など年金特徴（天引き）が中止となった場合、残りの税額は、納付書や口座振替で納付していただく「普通徴収」に切り替わります。この場合には、町から改めて納税通知書を送付します。

問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、土地の届け出制を定めています。一定面積以上の大規模な土地の取引をしたときは、この法律に基づいて、県知事に届け出なければなりません。

土地取引には届け出が必要です

取引の形態

売買 交換 営業譲渡 譲渡担保 代物弁済 共有持ち分の譲渡 地上権・賃借権の設定・譲渡 予約完結権・買戻権などの譲渡
これらの取引の予約である場合も含まれます。

取引の規模（面積要件）

- ①都市計画区域内..... 5,000㎡以上
- ②都市計画区域外.....10,000㎡以上

一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です。



（イ+ロ+ハ+ニ）が取引の規模（面積要件）の面積を超える場合は、届け出が必要

届け出の手続き

届け出者…土地の権利取得者（売買の場合は買主）
届け出期限…契約（予約を含む）締結日から2週間以内
届け出先…総務企画課
提出書類

- ①届け出書
- ②土地取引にかかる契約書の写し、またはこれに代わるその他の書類
- ③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ④土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ⑤土地の形状を明らかにした図面
- ⑥その他（必要に応じて委任状など）

届け出をしないと…

土地取引にかかる契約（予約を含む）をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細については下記までお問い合わせください。
問い合わせ先…総務企画課 ☎46-5578

来年1月1日からスタート！ 「日本年金機構」

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします

国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指すため、社会保険庁は組織・人員を一新し「日本年金機構」として生まれ変わります。

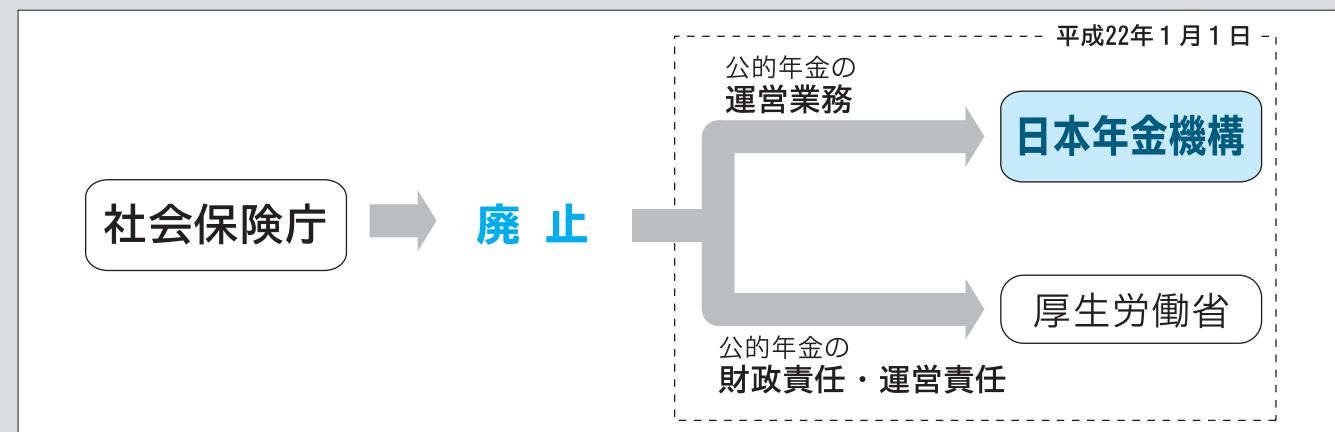
▷現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

▷日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係

書類は今後、内容によっては厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなります。国民の皆さま方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

▷日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

◎問い合わせ先…一関社会保険事務所 ☎23-4246



国民年金保険料収納事業を民間事業者へ拡大

岩手社会保険事務局の管内では10月から、国民年金保険料が未納になっている方に対して、社会保険庁から委託を受けた民間事業者が電話や文書、戸別訪問などで納付や免除等申請のご案内を行っています。

これは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、社会保険庁が行ってきた事業に民間事業者の参入機会を広げ、民間の創意工夫やノウハウを活用して収納の向上を図ることを目的として実施するものです。これまで一部の社会保険事務所で行っていましたが、10月からは全国の社会保険事務所で行われます。

◎保険料収納を行う民間事業社

㈱オリエンテーション（福岡県北九州市）

民間事業者が戸別訪問で、国民年金保険料のお支払いをお願いする際には、必ず▷顔写真入りの「納付督促員証明書」を提示します▷「社会保険庁から、国民

年金保険料の収納業務を委託されている㈱オリエンテーションコーポレーションの です」と名乗ります。個人情報を取り扱うことはありません。ご不明な点があれば、一関社会保険事務所にお問い合わせください。

▷国民年金保険料納付のご案内をする民間事業者の担当者氏名は、社会保険庁に登録されます。

▷民間事業者の担当者が保険料をお預かりして保険料を収納する場合は、必ずお客様保険料納付書をお持ちの場合に限られています。保険料納付書をお持ちでない場合に、民間事業者の担当者が現金を受け取ったり、領収書を発行したりすることはありません。

▷民間事業者に提供する個人情報は、納付督促を行う上で必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに取扱事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や社会保険庁独自の取扱規定、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁じるなど厳格な安全措置を講じています。

◎問い合わせ先…一関社会保険事務所 ☎23-4246